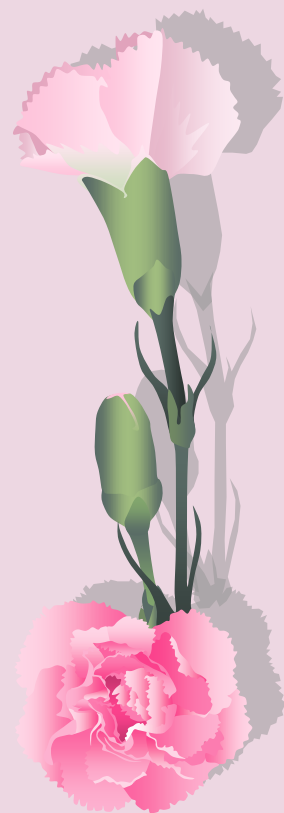


議会基本条例（素案）市民説明会

会場：市民ふれあい交流センター
平成26年11月17日・19日

主催：津久見市議会



議会改革の取り組み状況

①議会広報紙：津久見市議会だより

創刊 平成15年8月1日 第1号発行

現在 平成26年11月1日 第46号発行

〈内容〉

- 各定例会、臨時会での議案審査及び結果
- 議案賛否表
- 一般質問の内容
- 議会の活動状況
- その他

議会改革の取り組み状況

②津久見市議会議員政治倫理条例、規則の制定（平成17年1月1日施行）

【目的】

津久見市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

議会改革の取り組み状況

③議会報告会等

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| 第1回 | 平成23年2月17日 | 市民会館 |
| 第2回 | 平成23年11月8日 | 市民会館・徳浦公民館 |
| | 10日 | 千怒市民体育館・岡町公民館 |
| 第3回 | 平成24年5月16日 | 市民会館・日見公民館 |
| | 18日 | 川内会館・保戸島地区集会所 |
| 第4回 | 平成24年11月13日 | 中田公会堂・入船区公民館 |
| | 15日 | 市民会館・落ノ浦地区集会所 |
| 第5回 | 平成26年5月21日 | 市民ふれあい交流センター |

議会改革の取り組み状況

④津久見市議会の議決すべき事件に関する 条例 の制定（平成25年6月11日施行）

【趣旨】

この条例は、地方自治法の規定に基づき、津久見市議会の議決すべき事件について定めるものとする。

（議会の議決すべき事件）

- （1） 市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- （2） 行財政改革に関する計画のうち基本的方針の策定、変更又は廃止に関すること。

議会改革の取り組み状況

⑤議会改革に関する委員会を設置

平成22年度より議会改革のための組織を立ち上げ色々な取り組みをしてきました。

平成22年3月～	議会改革準備会
平成22年12月～	議会改革調査会
平成23年7月～	議会活動活性化調査特別委員会
平成25年9月～	議会活性化調査特別委員会

議会基本条例とは？

「市民に対する議会の約束」として議会の役割と責任を示した地方議会の基本となる条例です。



多くの自治体の議会が、時代の要請に十分に応えるため基本条例を制定し、取り組んでいます。

- ・議会や議員の活動原則
- ・市民と議会が意見交換をする機会を設ける
- ・議員間討議のシステムの構築
- ・市政及び議会活動の情報公開機能の強化
- ・政策提言・提案機能の強化

なぜ議会基本条例が必要か？

これまでも議会の活性化を図るため改革に取り組んできました。



議会改革の動きを後退させることなく継続させることが必要。



普遍のルール制定の必要性。



基本条例を制定、公開することにより、議会、議員活動を
評価しやすくなる。

何が変わるのでしょうか？

議会基本条例の制定

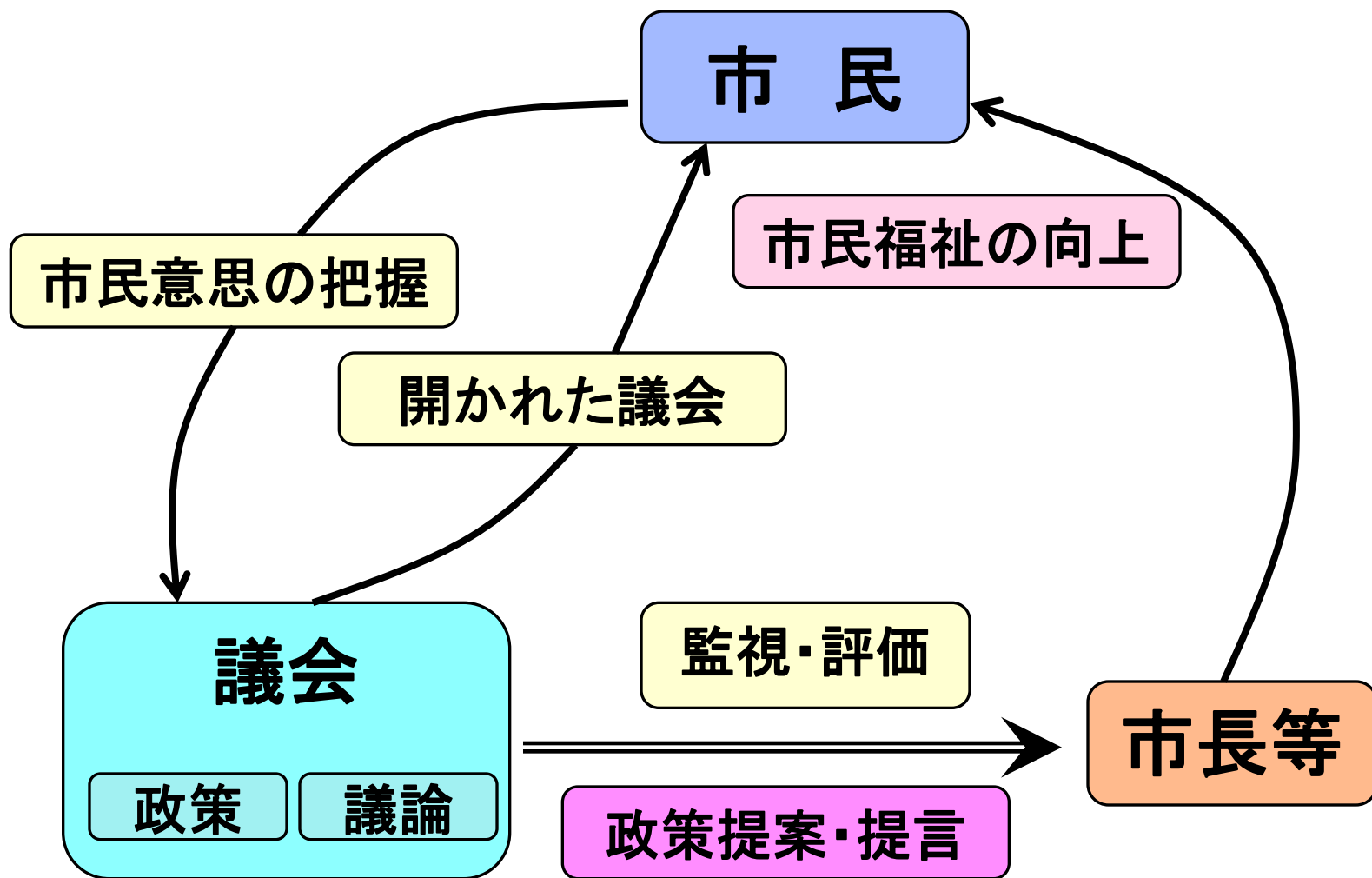


- ・議会の機能が強化充実され、より皆さんの身近な存在になります。
- ・議会の組織が一丸となり、時代の変化に応じた議会運営を行います。
- ・市民との意見交換の場を多様に設け、市民の意見を反映させた政策提案を行います。また、政策提案能力の向上に努めていきます。



市民福祉の向上

議会から見た市民・市長等との基本イメージ



基本条例の主な取り組み

◎市民と議会との関係

- ・議会の傍聴機会の拡大～
日曜、夜間議会の検討
- ・市民との意見交換の場の確保～
議会報告会、市民と議員との
懇話会等の開催

◎市長等と議会との関係

- ・一問一答
- ・反問権

◎議会運営面

- ・公聴会、参考人制度
- ・議会政策研究会
- ・議会広報委員会
- ・自由討議の活用
- ・議会活性化委員会

議会の組織イメージ図

